

部活動に係る活動方針

仙台市立中野中学校

部活動に係る活動方針

仙台市立中野中学校

1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

ひろい心を持ち、たくましく生きる生徒の育成

《志向する生徒像》

- ・ 自ら学ぶ生徒
- ・ 人を思いやる生徒
- ・ たくましい体を持つ生徒

- (1) 学校教育目標実現のために、部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 部活動を通して、本校生徒がスポーツ・文化活動を楽しむことで生活習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 部活動を通して、本校生徒の豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ① 部活動顧問は、年間計画を作成する。
- ② 部活動顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定の大会、コンクール等の日程を明示する。
- ③ 部活動顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

上記（1）（2）の活動方針並びに年間指導計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月[複数月]の活動計画の作成

部活動顧問は、毎月[複数月]の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月[複数月]の活動計画の周知

部活動顧問は、上記（3）毎月[複数月]の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

部活動顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する運動部・文化部

- ① 下記の運動部及び文化部を設置することとする。
- ② 部活動顧問、外部指導者、部活動指導員については学校だよりを参照。

N O	種目	対象	N O	種目	対象	N O	種目	対象
1	野球	男・女	7	バスケットボール	男・女	13	吹奏楽	男・女
2	サッカー	男・女	8	バドミントン	男・女	14	美術	男・女
3	陸上競技	男・女	9	卓球	男・女	15	パソコン	男・女
4	ソフトボール	女	10	水泳	男・女	16	わかば卓球	男・女

5	ソフトテニス	男・女	1 1	剣道	男・女		
6	バレーボール	女	1 2	柔道	男・女		

(2) 保護者への説明

- ① 部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会、コンクール等について理解と協力を得る。
- ② 部活動顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日（※ 休養日とは朝も放課後も活動を行わない日）

- ① 学期中は、週2日以上以上の休養日を設定する。
※ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 土曜日及び日曜日に大会、コンクール参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の土曜日及び日曜日に振り替える。
※ 祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ① 学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ② 夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

長くとも2時間程度とする。

(4) 土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校の休業日の活動時間

長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

- ① 同一の部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ② 施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※ 活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体の疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導に当たる。

(2) 事故防止

活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導に当たる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会の検討

(1) 参加する大会及びコンクール等の精選

- ① 運動部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ② 運動部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。
- ③ 文化部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、参加するコンクールや地域からの要請による行事・催し等への参加を精選するよう努める。

(2) 参加する大会やコンクール，練習試合等，校外で行う活動への移動手段

本校生徒の移動については，原則として公共交通機関を利用することとする。

※ 公共交通機関の利用が困難な場合には，業者に依頼することを検討する。

※ 業者に依頼することも困難な場合には，保護者の共通理解と了承を得て，保護者に協力を求める。